

2020年6月30日

弁護士法人東京ミネルヴァの被害者の皆様からのお問い合わせ

神田お玉ヶ池法律事務所
弁護士 元橋 一郎
東京弁護士会所属

まず、債務整理等を弁護士法人東京ミネルヴァにご依頼されていた方は、大変混乱されていることと思ひ、たいへん遺憾に思ひます。

当事務所に、弁護士法人東京ミネルヴァに債務整理等（任意整理、自己破産、民事再生、過払返還請求）をご依頼なされていた方から、問い合わせが複数寄せられております。

そこで、こちらで簡単にご案内しますので、ご参照の上、必要な範囲で、ご連絡ください。

なお、肝炎、その他を依頼されていた方は、別途ご連絡ください。

1 支払い済み金銭は、すぐに返還されません

弁護士法人東京ミネルヴァは、破産手続きが開始されていますので、弁護士法人東京ミネルヴァに支払ったお金が、すぐに返還されることはありません（破産債権は、破産手続によらなければ、行使できません（破産法100条））。

東京地方裁判所又は破産管財人（岩崎晃弁護士（東京都中央区八丁堀 4-1-3、岩崎・本山法律事務所、電話 03-6222-7233））から債権届出書の用紙が郵送されるのを、半年余りはお待ちください。

債権届出書を提出した後に、全額返金される可能性はほぼなく、一部返金がないとしても、数年後のことと予想します。

なお、弁護士法人東京ミネルヴァに支払ったのではなく、弁護士法人東京ミネルヴァの所属弁護士の個人の口座に支払った場合、返金されているようです。

2 債務整理の今後の進行について

弁護士法人東京ミネルヴァでの任意整理等の進行の状態により対応が異なります。

① 任意整理を依頼した方

a 全社和解済みの方

ご自身で各債権者に連絡して、月々の額、残り回数、振込先を確認して、ご自身で支払うことをおすすめします。

当事務所にご依頼を希望の場合、上記の調査を行うための手数料（成功報酬はありません。）及び実費消費税込55,000円（分割払可）がかかります。
ただし、今後の支払が困難な方は、自己破産等他の手続きをおすすめします。

b 和解未了の方

新たに弁護士にご委任して、最初から任意整理を実施することをおすすめします。

当事務所では、債権者1社あたり手数料（成功報酬はありません。）及び実費消費税込55,000円（分割払可）がかかります。

ただし、経済的再生のためには、債務額によっては、支払をする任意整理より、より支払いが少ない、自己破産、民事再生をおすすめします。

c 支払代行に関して

当事務所では、基本的に、ご依頼者の費用負担を抑えるために、支払代行は、原則として受任していません。

例外的に、支払い代行を受任する場合、1債権者に対し1回あたり税込み1,000円の費用がかかります。

② 自己破産を依頼した方

a 免責に至った方

特に何もする必要はありません。

免責の日時等の官報調査を希望する方は、手数料（成功報酬はありません。）及び実費消費税込22,000円がかかります。

b 自己破産申立後、免責前の方

ご自身で裁判所、又は管財人に照会して、免責審尋、債権者集会にご出席ください。

当事務所に自己破産申立後の事務のみ委任する場合、申立書に大きな不備がない前提下、手数料（成功報酬はありません。）及び実費消費税込165,000円（分割払可）で、受任します。

c 自己破産開始決定前の方

新たに弁護士に委任して、最初から自己破産を実施することをおすすめします。

当事務所での自己破産全体の代理人費用は、原則、手数料（成功報酬はありません。）及び実費消費税込330,000円（分割払可）です。

ただし、法人付き、自営業者等、申立に手間がかかる場合、又は管財人事件の場合、管財人費用等別途費用が生じます。

③ 過払の回収を依頼した方

a 訴訟終了後回収前の方

新たに弁護士に、調査をご依頼ください。当事務所にご委任いただく場合は、訴訟経過等の調査の手数料（成功報酬はありません。）及び実費で消費税込33,000円（分割払可）です。その後の成功報酬は消費税込10%です。ただし、強制執行費用は含みません。

b 訴訟中の方

新たに弁護士に委任して、訴訟を継続することをおすすめします。

当事務所にご委任いただく場合は、弁護士費用は、訴訟経過等の調査の手数料（成功報酬はありません。）及び実費で消費税込33,000円（分割払可）、その後の成功報酬は消費税込20%です。

c 訴訟提起前の方

新たに弁護士に委任して、訴訟を提起することをおすすめします。

当事務所にご委任いただく場合の弁護士費用は、成功報酬消費税込30%のみです。

④ 個人の民事再生を依頼した方

- a 開始決定前
- b 開始決定後
- c 再生計画案提出後
- d 再生計画確定後

の進行段階がありますが、いずれの場合でも、新たに弁護士に委任することをおすすめします。当事務所にご委任いただく場合は、進行段階により、費用は異なります。

以上